

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-③)

政策名(※1)	政策3: 行政評価等による行政制度・運営の改善		分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。					
基本目標【達成すべき目標】	行政評価機能の更なる発揮を通じて行政運営全般を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。					
政策の予算額・執行額等		22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円) (注)	当初予算(a)	690,363	617,440	689,522	862,711
		補正予算(b)	0	-85	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	690,363	617,355	689,522	
執行額(千円)		558,739	541,116			

(注) 行政相談機能向上に係る体制等の整備等のため、平成25年度の当初予算額が増加している。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成22年度に着手した調査5本のうち4本については、23年度末までに勧告等を行った。残る1本については、24年4月に勧告を行った。 【23年度】	【全国規模の調査】 ・平成23年度に着手した調査8本のうち4本については、24年度末までに勧告を行った。残る4本のうち、3本については、25年4月に勧告を行い、1本については、6月に勧告を行った。 ・平成24年度に着手した調査10本のうち、1本については平成25年3月に勧告を行った。また、9本については25年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めた。(別紙1参照) 【24年度】	【全国規模の調査】 平成23年度新規調査8本について24年度末までの適期に勧告等を行う。また、24年度新規調査10本のうち1本は24年度末までに勧告等を行うとともに、9本については25年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める。(別紙1参照) 【24年度】
		【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務への調査要員のシフトにより、地域計画調査の実績なし。 【23年度】	【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、25局所で、25本の地域計画調査を実施し、調査結果に基づき、関係機関に対して具体的改善を図るよう通知した。詳細は以下のURLを参照。 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansin/jitushi.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansin/jitushi.html</a> 【24年度】	【地域計画調査】 年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、順次、地域における行政上の問題について地域計画調査を実施し、具体的改善を図ること。 【24年度】
		【常時監視活動】 震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について常時監視活動を実施(その結果を踏まえ、関係府省に対し、2件の改善通知を行った。) 【23年度】	【常時監視活動】 関係行政機関の取組方針、動向等について常時監視活動を実施し、関係行政機関に対し、本省において2件、局所において1件の実態把握結果の通知を行った。詳細は下記のURLを参照。 ・ <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000057520.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000057520.html</a> ・ <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000066869.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000066869.html</a> ・ <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000188119.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000188119.pdf</a> 【24年度】	【常時監視活動】 各府省の取組方針、動向等について常時監視活動を展開し、必要に応じ、機動調査等の実施を行うこと。 【24年度】
	2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率98.2% (平成23年度に2回目のフォローアップを行った勧告9本分の指摘事項数(330)に対する改善措置済みの事項数(324)の割合) 【23年度】	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 83.7% (平成24年度に2回目のフォローアップを行った勧告6本分の指摘事項数(1063)に対する改善措置済みの事項数(890)の割合) 【24年度】	平成24年度に改善措置状況(2回目のフォローアップ)を求めた、既往の全国規模の調査に基づく勧告等における指摘事項の全てについて、改善が図られるようにすること(改善措置率100%)。 【24年度】
		勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性を考慮して一部定量的に把握した。 【23年度】	平成24年度に行った勧告等のフォローアップ13本(1回目:7本、2回目:6本)を対象として、勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性に応じて定量的に把握した。 (例)「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」における手数料の引き下げ額等(別紙2参照) 【24年度】	勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性に応じて定量的に把握する。 【24年度】

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	3	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	記載率:78% 【23年度】	記載率:80% (抽出方法)施策目標に対する実績(値)を継続的に把握することが、適切な政策の評価を行う上で必要であることから、前年度と同様の方法により確認することとし、各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認。 【24年度】	記載率:100% (評価書の記載率の向上について、各府省を集めて開催する会議などを通じて周知徹底を図る。) 【24年度】
	4	各府省における「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づいた評価書の改善方針の実施状況	各府省において試行的取組を実施するとともに、行政評価局において「政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正」及び「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」を取りまとめた。 【23年度】	改善方針を実施した行政機関の割合:100% (全20行政機関のうち、目標管理型の政策評価を行った16行政機関全てにおいて実施(※))  (※) 残る4行政機関は、24年度において、目標管理型の政策評価実施対象施策がないもの。 【24年度】	改善方針を実施した行政機関の割合:100% 【24年度】
	5	客観性担保評価活動(政策評価の点検)の実施状況	平成24年度税制改正要望に際し各府省が実施した租税特別措置等に係る165件の評価について、点検結果を23年11月に税制調査会に報告した。 【23年度】	平成25年度税制改正要望書の提出期限(平成24年9月7日)までに各府省から提出された租税特別措置等に係る評価のうち、独立行政法人制度の見直しに伴う形式的な変更等に係る評価(4件)を除く全ての評価(163件)について、税制改正作業に資するよう、点検結果を24年10月に税制調査会に報告した。 【24年度】	平成25年度税制改正要望に際し各府省が実施した租税特別措置等に係る全ての評価について、税制改正作業に資するよう、適期に点検結果を税制調査会に報告すること。 【24年度】
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	6	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	36件 【23年度】	50件 【24年度】	36件以上 【24年度】
	7	行政評価局(管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。)受付の相談件数のうちの苦情件数	2,243件 【23年度】	2,209件 【24年度】	2,250件以上 【24年度】
	8	行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数	1,076件 【23年度】	1,296件 【24年度】	1,100件以上 【24年度】
	9	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	200件 【23年度】	216件 【24年度】	200件以上 【24年度】
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	10	年金記録に関するあっせん等の実施(申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行うまでに要する期間(全国平均))(特に前年度受付事案の処理完了時期(申立人側の事情により処理を終えられないものを除く。))	転送からあっせんまで139.4日 (平成22年度受付事案の処理完了時期 24年1月末)  ※平成23年度処理事案数は、42,118件。調査対象事案数は、1,000件(1委員会当たり計20件。) 【23年度】	転送からあっせんまで100.1日 (平成23年度受付事案の処理完了時期 24年9月末)  (測定方法) 全国50委員会ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類(※)ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの。  ※ ①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類  ※平成24年度処理事案数は11,507件。調査対象事案数は、全国計875件(1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、1,000件に満たない。) 【24年度】	転送からあっせんまで120日以内(特に平成23年度受付事案については遅くとも24年9月末までに処理) 【24年度】

	<p>目標の達成状況 (※3)</p>	<p>・行政評価局調査については、以下のとおり、目標を一定程度達成することができた。 迅速かつ的確な実施に関しては、全国規模の調査は、当初目標とした時期までに勧告できなかったものもあったが、関係法律の改正案の提出時期等を考慮し、できる限り、制度改正に反映されるよう勧告等を実施した。 地域計画調査は、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえ、可能な限り実施し、各々の地域における行政上の問題を指摘することを通じ、その改善を図るよう通知し、また、常時監視活動は、本省・局所が情報を共有できる仕組みの構築等を通じ、同活動を体系化し、全国的な展開を促進した結果、本省・局所を通じて関係機関の取組や動向を常時、収集・整理・分析・共有し、必要に応じ行政上の課題を関係機関に通知するなど所期の目標を達成した。</p> <p>・政策評価の推進については、以下のとおり、目標を一定程度達成することができた。 使用したデータ又はその所在情報の記載については、各府省に対し、適切な記載例を紹介する取組を行ったが、記載率に係る目標を達成できず、課題がある。 各府省における目標管理型の政策評価の改善方針については、各府省との情報交換や実態把握に努めつつ、円滑な実施を推進したことにより、目標管理型の政策評価を行った16行政機関全てにおいて標準様式に基づいた評価書が作成され、全体として、今回の改善方針については趣旨に沿った取組が行われていると考えられるものの、公表時期の遅れや達成手段の記載内容にばらつきがあるといった課題がある。 租税特別措置等に係る政策評価の点検については、目標どおりに実施できた(適期に税制調査会に報告)。なお、行政評価等プログラム(平成24年4月)に基づいて重点化した点検対象(租税特別措置等、公共事業及び規制)の点検結果についてみると、「課題を指摘する必要のなかったものの割合」は約45%であり、23年度(約33%)から政策評価の質の向上がみられ、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任という政策目的に一定の貢献をすることができた。</p> <p>・行政相談の推進については、以下のとおり、目標を一定程度達成することができた。 相談件数のうちの苦情件数については、目標達成率98.2%と、わずかながら目標を達成できなかった。苦情件数の増減には、様々な外部要因が影響するとみられる。今後は、件数の増減に関する原因分析、相談者の相談ニーズの把握に一層取り組むことにより、苦情事案の把握・解決を図ることとする。その他の測定指標については、局所が行政運営上の課題の抽出に努めたり、委員に積極的に働きかけるなどの協働活動を実践したことなどにより、目標値を上回るすることができた。</p> <p>・年金記録に関するあっせん等の実施については、以下のとおり、目標を達成することができた。 申立事案の転送からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)及び前年度受付事案の処理完了時期について処理の進捗状況を管理し、迅速かつ効率的な処理に努めたことにより、目標を達成することができた。</p>
<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>(評価区分) B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) II 予算の継続</p> <p>評価区分については、目標の達成状況を総合的に勘案して「基本目標の達成に向けて進展があった」と判定した。目標の達成状況を踏まえた今後の方向性については下記のとおり。</p> <p>・行政評価局調査について 全国規模の調査は、調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、より有効に活用されるものとなるよう、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮という課題が認められることから、工程管理を更に一層適切に行い、各調査の内容に応じて適期に勧告等を行うこととする。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど、内容や必要性に応じ、随時勧告等を行うほか、可能な限り、勧告時期の早期化に努めるものとし、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。 地域計画調査は、引き続き、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ実施することとし、前年度以上の実施局所数及びテーマ数の地域計画調査を実施する。 常時監視活動は、より時宜に応じた調査テーマの選定、必要に応じた機動調査等の実施につなげるため、平成25年4月に実施方針を管区局所に対して通知し、全国的な展開を更に促進するなどの取組を進める。</p> <p>・政策評価の推進について 使用したデータ又はその所在情報に関しては、評価結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、記載状況の改善を図るために、データ等の記載のない評価書の傾向を精査し、課題解決のための方策を講じる。 各府省における目標管理型の政策評価に関しては、上記のような課題も踏まえ、行政事業レビューとの連携強化を図るとともに、評価基準の標準化、評価対象の重点化による質の向上などに取り組み、実効性のあるPDCAサイクルの確立に向けた見直しを進めていく。 政策評価の点検については、上記のとおり、各府省の政策評価の質は向上してきており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられることから、引き続き、各府省に評価書作成に当たった参考情報の提供や助言等を行いつつ、点検活動を継続する。</p> <p>・行政相談の推進について 行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5策定)を踏まえた局所の行政相談活動により、全体としては目標を一定程度達成できたことから、一定の効果があつたと評価できる。 他方、取組結果の効果の検証・フォローアップが十分でないという指摘や、行政相談機能を一層向上させるという目的を踏まえ、本アクションプランを平成25年4月に改定したところであり、今後は、本省・局所が実施する具体的取組の効果の検証を推進することなどにより、目標の達成に向けて取り組むものとする。</p> <p>・年金記録に関するあっせん等の実施について 申立事案の転送からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)及び前年度受付事案の処理完了時期についての目標を達成しており、年金制度に対する信頼回復のための着実な取組がなされていると認められる。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○ 平成25年7月に鳥取大学地域学部小野達也教授にご意見を頂いた。主なものは次のとおりであり、頂いたご意見については評価書に反映、次年度以降の事前分析表、評価書の検討に活用することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトカム及び定量的な効果の把握が難しい本施策について、明確かつ具体的に評価するための工夫がなされている。</li> <li>・ 【地域計画調査】【常時監視活動】の実績については、関連情報のリンクを付して具体的な内容を紹介すべき。</li> <li>・ 測定指標2の「全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率」において、2回目のフォローアップに着目する事情を事前分析表で説明すべき。</li> <li>・ 測定指標3の「評価の過程で使用したデータ又は所在情報の記載率」については、大変重要な指標であり、分野別・府省別の傾向などを踏まえて「目標の達成状況」欄の「課題」について踏み込んだ記述をすべき。また、事前分析表において、具体的な調査方法を記述すべき。</li> <li>・ 測定指標10の基準値・実績値欄に、処理件数・調査対象事案数の実数を載せるべき。</li> <li>・ PDCAサイクルの実践という意味からも、前年度の評価において把握した課題への対応状況を明確に示すべき。</li> <li>・ 「目標の達成状況」「目標期間終了時点の総括」欄は、もう少し読みやすくすべき。</li> <li>・ 「目標期間終了時点の総括」の目標期間が平成24年度の1年間であることを明記すべき。</li> <li>・ 「目標の達成状況」欄について、各施策目標ごとの記述の冒頭で「目標を達成」「目標を一定程度達成」と総括されているが、省内で記載ぶりを統一すべき。仮に何段階かの表現区分によって評定しているのであれば、その旨明らかにした方がよい。</li> <li>・ 本政策の評価区分がなぜ「A」なのか、何らかの補足的説明があったほうがよい。</li> <li>・ S～Dの評定の基準について曖昧な印象を受ける。各区分の境界が微妙で分かりにくい。</li> </ul> <p>○ 東京大学大学院教育学研究科山本清教授から、予算の増加に関する記述の必要性等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承)</li> <li>・ 目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)</li> <li>・ 各年度の行政評価局調査の結果(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html</a>)</li> <li>・ 年金記録に係る苦情あつせん等(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindaisansha/kujou.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindaisansha/kujou.html</a>)</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政評価局総務課他2課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政評価局総務課長 白岩 俊</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
----------------	---------------------	---------------	---------------------------	-----------------	----------------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
- ※2 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。
- ※3 本政策(政策3)の「目標の達成状況」欄については、以下のルールに基づき記載。
  - ・ 施策目標のうち、すべての測定指標が目標を達成した場合……「目標を達成することができた」
  - ・ 施策目標のうち、すべての測定指標が目標を達成していない場合……「目標を達成することができなかった」
  - ・ 施策目標のうち、目標を達成した測定指標と目標を達成できなかった測定指標が混在した場合……「目標を一定程度達成することができた」

## (測定指標1について) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適時適切な時期に勧告等を行う。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど内容や必要性に応じ、随時に勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。

(平成23年度に調査に着手したもの)	
目標	実績
<p><b>○ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12～)</b></p> <p>本政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成24年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12～H25.6)</b></p> <p>本政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する政府の新たな方針等を踏まえた対応が必要となったことから取りまとめが予定より遅れ、平成25年6月25日内閣府、厚生労働省、文部科学省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、関係機関の運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれる。</p>
<p><b>○自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～)</b></p> <p>本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係府省の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直しに反映、活用されるようにするために実施するものであり、また、見直し後の同大綱に基づく関係府省の予算要求に反映されるよう、平成24年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～H24.6)</b></p> <p>目標どおり、平成24年6月22日に内閣府、文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。(平成24年度主要な政策に係る評価書に記載済み)</p> <p>本行政評価・監視において勧告した内容については、全て、新たに平成24年8月28日に閣議決定された自殺総合対策大綱に盛り込まれ順次推進することとされた。</p>
<p><b>○国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5～)</b></p> <p>本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組の着実な実施を促進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成24年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○国等から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査(H23.5～H24.7)</b></p> <p>目標どおり、平成24年7月31日に関係府省に対し勧告を行った。(平成24年度主要な政策に係る評価書に記載済み)</p> <p>本行政評価・監視において、個別に指摘した事例については、全て改善措置済み又は改善措置予定となっている。また、各府省とも、平成23年度の公益法人への支出に係る点検・見直しを実施しており、今後も本省が整理した自己点検表を活用した点検・見直しが行われることとなっている。</p>
<p><b>○鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9～)</b></p> <p>本行政評価・監視は、鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年8月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9～H24.10)</b></p> <p>本行政評価・監視は、①平成24年3月の鳥獣被害防止特別措置法(議員立法)及びそれに伴う基本指針の改正(6月)の動向、②鳥獣捕獲許可・実績の最新の動向(平成22年度暫定値。10月発表)を踏まえて勧告事項を整理する必要があったため、取りまとめが予定より遅れ、24年10月30日に農林水産省及び環境省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、平成25年度の予算関連事項を含め、各種対策の改善に反映・活用が行われており、「鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する」という狙いは果たすことができたものと考えている。</p>
<p><b>○農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視(H23.10～)</b></p> <p>本行政評価・監視は、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図るために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視(H23.10～H25.4)</b></p> <p>本行政評価・監視は、補足調査の実施、関係データの集計・精査や事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定より遅れ、25年4月12日に農林水産省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、現在政府において担い手への農地集積や耕作放棄地解消のための新たな対策が検討されている中で勧告を行ったことにより、各種対策の改善に反映・活用されるものと見込まれる。</p>
<p><b>○医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12～)</b></p> <p>本行政評価・監視は、医薬品等の承認審査の実施状況、後発医薬品の普及促進策の実施状況、医薬品等の副作用等報告の実施状況等を調査し、医薬品等の供給の迅速化の推進、後発医薬品の普及促進及び医薬品等の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係機関の運用の改善のみならず、予算編成にも反映・活用されるよう、平成24年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12～H25.3)</b></p> <p>本行政評価・監視は、当時、厚生労働省において、生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進に係る法制化も含めた検討が進められており、これらの動向を踏まえた対応が必要であったことなどから、取りまとめが予定より遅れ、25年3月22日に厚生労働省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、関係機関の運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれる。</p>
<p><b>○高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1～)</b></p> <p>本行政評価・監視は、高齢者等のうち、社会的孤立のリスクが高いとされる者の把握状況、高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況を調査し、併せて災害時における高齢者の保護、安否確認体制の整備状況等を調査し、高齢者の社会的孤立の防止対策を推進するために実施するものであり、関係機関における対策の見直しや改善に反映・活用されるよう、平成24年12月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1～H25.4)</b></p> <p>本行政評価・監視は、①東日本大震災の被災地(宮城県)内の仮設住宅における調査の実施が予定より3か月遅れたこと、②内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」が平成24年10月に設立され、その検討内容を踏まえ、勧告事項を整理する必要があったことなどから、取りまとめが予定より遅れ、25年4月9日に内閣府、総務省(消防庁)、厚生労働省、経済産業省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、法改正やガイドラインの見直しなど、関係機関における対策の見直し、改善に反映・活用できる時期に勧告することができた。</p>
<p><b>○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—(H24.3～)</b></p> <p>本行政評価・監視は、技能実習生及びEPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ並びに留学生の在籍管理に関する施策を中心として、不正行為の防止や受入れ目的の達成等のための取組状況を調査し、関係行政の改善等に資するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><b>○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—(H24.3～H25.4)</b></p> <p>ほぼ目標どおり、平成25年4月19日に関係府省に対し勧告を行った。</p>



(平成24年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p><b>○消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価)(H24.12(予定)～)</b> 本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成25年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p><b>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－(H24.4～)</b> 本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、できる限り早期に取りまとめ、平成25年3月を目途に勧告等を行う。 なお、本行政評価・監視の中で併せて実施する「許認可等の統一的把握」については、24年12月を目途に結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p><b>○消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価)(H24.12～)</b> 本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために平成24年12月から実施しているものであり、25年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p><b>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－(H24.4～)</b> 本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、東日本大震災関連については、災害対策基本法改正法案の検討に資するよう、平成25年3月1日に内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省に対し、勧告を行った。 また、本行政評価・監視と併せて実施した「許認可等の統一的把握」については、平成25年3月29日に結果を取りまとめ、公表した。 なお、本行政評価・監視では、東日本大震災関連以外の申請手続についても調査しており、引き続き取りまとめを行う。</p>
<p><b>○農地公共事業に関する行政評価・監視－農業水利施設を中心として－(H24.8(予定)～)</b> 本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○農地公共事業に関する行政評価・監視－農業水利施設を中心として－(H24.8～)</b> 本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために平成24年8月から実施しているものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p><b>○医療安全対策に関する行政評価・監視－医療事故及び院内感染対策を中心として－(H24.8(予定)～)</b> 本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために実施するものであり、医療安全に係る運用の改善に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○医療安全対策に関する行政評価・監視(H24.8～)</b> 本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために平成24年8月から実施しているものであり、医療安全に係る運用の改善に反映・活用されるよう、平成25年8月30日に厚生労働省に対し、勧告を行った。</p>
<p><b>○震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－(H24.12(予定)～)</b> 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－(H24.12～)</b> 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために平成24年12月から実施しているものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p><b>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－(H24.12(予定)～)</b> 本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約について、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募(応札)条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性の確保に資するために実施するものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－(H24.12～)</b> 本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約を中心として、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募(応札)条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性・効率性・透明性の確保に資するために平成24年12月から実施しているものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p><b>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(H24.12(予定)～)</b> 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(H24.12～)</b> 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために平成24年12月から実施しているものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p><b>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(H24.12(予定)～)</b> 本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(H24.12～)</b> 本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況を調査し、関係行政の改善に資するために平成24年12月から実施しているものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p><b>○設立に認可を要する法人に関する調査(H25(着手時期調整中)～)</b> 本行政評価・監視は、設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、設立認可や指導監督の適正化を推進するために実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善を早期に図るべく、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視－国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として－(H25.3～)</b> 本行政評価・監視は、設立に認可を要する法人の設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、その業務運営の健全性及び透明性を確保し、推進を図る観点から実施するものであり、平成25年3月に調査に着手したところ。行政庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されるよう、26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p><b>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視(H25(着手時期調整中)～)</b> 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援対策の実施状況、高齢者又は障がいを抱える刑務所出所者等に対する地域生活定着支援事業の実施状況などを調査し、刑務所出所者等の社会復帰支援を推進するために実施するものであり、効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p><b>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視(H25.3～)</b> 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援や住居確保・福祉的な支援のための取組の実施状況等を調査し、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策の推進を図るために実施するものであり、平成25年3月に調査に着手したところ。効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

【別紙2】

(測定指標2について) 勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について明確に定量的把握ができた例

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」(平成23年10月勧告)	検査等の対価を伴う公益事業における手数料等の適正化及び透明化を図る観点から、手数料等の設定・見直しが適切に行われていないものについて、速やかに改善措置を講ずること等を指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、手数料等の積算の内容が実費より高くなっているなど不適切な積算を行っていた4事業について、見直しが行われたことを把握(例:(社)日本電気協会が実施している消防用設備等の更新認定に係る手数料を、平成24年度に、31万5,000円から25万2,000円へ引下げ)
「製品の安全対策に関する行政評価・監視」(平成23年2月勧告)	(独)製品評価技術基盤機構に対し、事業者への報告書等の提出依頼に当たり、提出期限を設けて進行管理を行うという取組を定着させ着実に実施させること、事業者における原因究明の実施、同機構への報告書等の提出等について、迅速な取組を促進させること等を指摘。 この指摘に対する2回目のフォローアップにおいて、平成23年度に同機構に調査指示を行った重大製品事故について、調査の終了までに要した日数の平均が69日間(22年度79日間)、3か月以内の調査終了率が92%、調査期間が6か月を超過したものが14件(22年度45件)となっていることなどの改善状況を把握